

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 9月10日
【会社名】	川崎汽船株式会社
【英訳名】	Kawasaki Kisen Kaisha, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 朝倉 次郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通 8 番
【電話番号】	078(325)8727 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	神戸総務グループ長 田辺 賢洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03(3595)5152 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務グループ長 新井 清和
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成24年 6月28日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年 7月 6日
【発行登録書の有効期限】	平成26年 7月 5日
【発行登録番号】	24 - 関東97
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注）1 1,000,000,000円（注）2 （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額。
【発行可能額】	0円（注）1 1,000,000,000円（注）2 （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年 9月10日（提出日）である。
【提出理由】	臨時報告書（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び同条第 2 項第 1 号の規定による）を平成25年 9月10日付けで関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成24年 6月28日に提出した発行登録書の参照書類とする。

【縦覧に供する場所】

川崎汽船株式会社本社
（東京都千代田区内幸町二丁目1番1号）
川崎汽船株式会社名古屋支店
（名古屋市中村区那古野一丁目47番1号）
川崎汽船株式会社関西支店
（神戸市中央区栄町通一丁目2番7号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）
証券会員制法人福岡証券取引所
（福岡市中央区天神二丁目14番2号）

【訂正内容】

表紙提出理由記載のとおり